指定外就学と学校選択制の相違点一覧

項目	本市の指定外就学	学校選択制
根拠法令	学校教育法施行令第8条	学校教育法施行規則第32条
許可権者	区長(学校長との協議や承認が必要)	区長(学校長との協議、承認は不要)
許可条件	許可基準に該当し、教育上、真にやむをえず、希望する 学校への登下校の安全に支障がないと認められる場合 に限る	なし(保護者、児童生徒の希望)
登下校の安全確保	願書に「保護者が責任を持つ」と明記する	保護者責任
区長と学校長との協議	必要	不要
学校長の承認	必要	不要
対象者と通知時期	新入学の場合は、1月の就学通知書発送後(就学校の 指定後)、4月の入学まで	新入学の場合は、秋の希望調査票提出、抽選結果(抽選となる場合)を経て、正式に1月の就学通知書による学校指定
	在校生は、転居等の事由発生後に申請 転入者は、許可条件に合致する場合は対象	在校生は対象外 転入者は対象外
受入制限	なし(※ 他都市では受け入れ枠を設け、希望者が上 回った場合、抽選を実施しているところもある)	あり 学校ごとに受け入れ枠を設定(年度によって異なる)
抽選の実施	なし(※ 同上)	受け入れ枠の定員を越える場合は抽選
年限	学年末まで。許可条件によって2年目以降も引き続き希望する場合は3月頃に再度手続きが必要	小・中学校入学時の1回のみ選択可能
申請書類	指定外就学願書 (学校長の押印が必要。添付書類が必要な場合あり)	希望調査票
区をまたいでの許可	許可される場合がある	同一区内に限る(選択範囲内)

- ◆文部科学省の定める通学区域の弾力化が認められる事由
 - ①いじめへの対応、②通学の利便性などの地理的な理由、③部活動等学校独自の活動
- ◆本市の許可基準に無いが、市民からよくある要望
 - ①兄弟姉妹への配慮、②小学校から中学校への継続した指定外、③中学校の部活動による指定外